
令和3年大和町議会6月定例会会議録

令和3年6月4日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	町民生活課長	阿 部 昭 子 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	子育て支援課 課 長	遠 藤 眞起子 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
次 長 兼 議事庶務係長	相 澤 敏 晴	主 事	浅 野 真 琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時28分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番藤巻博史君及び14番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「議案第41号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第41号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第42号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第42号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第43号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第43号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第44号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第44号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第45号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第45号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了しています。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第46号 令和3年度大和町まほろばホール冷温水発生装置
改修工事請負契約について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第7、議案第46号 令和3年度大和町まほろばホール冷温水発生装置改修工事
請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

それでは、よろしく願いいたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第46号 令和3年度大和町まほろばホール冷温水発生装置改修工事請負契約に
ついてであります。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条
第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、契約の目的につきましては、令和3年度大和町まほろばホール
冷温水発生装置改修工事でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約であります。

3、契約の金額につきましては、9,857万9,800円でございます。うち、消費税が
896万1,800円でございます。

4、契約の相手方につきましては、株式会社太平エンジニアリング東北支店でござ
います。

それでは、別冊の議案第46号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの資料
に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、入札の状況についてでございます。

1の入札参加資格につきましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和3・4年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。（3）入札公告日から入札開札の日まで、宮城県内の地方公共団体から指名停止の処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に監理技術者を専任で配置できること。（6）宮城県内に本社又は営業所等を有すること。（7）大和町入札参加承認時点において管工事の格付けがA級（総合評価値（P）が1000点以上）であること。

（8）過去10年以内に国、地方公共団体発注の工事で、冷温水発生装置の冷却能力については352KW、冷却塔の冷却能力については100C T R Tいずれにおいても同等以上の施工実績を有することといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

（1）ダイレクト型一般競争入札とする。（2）入札書は郵便による送付、直接持参のいずれかの方法で、指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は、失格とする。（3）この入札による参加資格申請者で、有資格を判定されたものの数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

なお、本工事は、工事の過半が機器費であり、実勢価格と予定価格の大幅な乖離が生ずる可能性が高いことから、あらかじめ入札参加条件設定委員会において低入札失格基準を設定しないこととしました。

続きまして、3、入札の参加者でございます。

入札参加者は、記載の4者にご参加いただきました。

2ページをお開き願います。

4、入札の結果でございます。

（1）入札調書であります。令和3年5月24日に入札を執行し、記載の結果となりました。この工事の予定価格は1億9,053万円、低入札基準価格は1億7,047万7,000円であり、入札の結果、第4位まで低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留としたものであります。

（2）この結果を受けまして、令和3年5月26日に第1順位の株式会社太平エンジニアリング東北支店から積算内容等につきまして事情聴取を行い、5月28日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格調査においては、①から⑨まで積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりに履行が可能と判断し、第1順位の株式会社太平エンジニアリン

グ東北支店を落札者に決定し、6月2日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容であります。

請負代金は9,857万9,800円で、消費税を除いた金額は8,961万8,000円であります。

契約相手は、仙台市宮城野区榴ヶ岡3丁目6番22号、株式会社太平エンジニアリング東北支店であります。

次に、事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町吉岡南2丁目4番地の14地内。

2の完成工期は、令和3年12月15日であります。

3ページをお開き願います。

3、工事の概要は、空気調和設備につきまして、機器設備として油焚冷温水発生器352KW、633KWそれぞれ1基の更新設置と、冷却塔100CTRT、180CTRTそれぞれ1基の更新設置、以下、配管設備、自動制御設備、動力設備と記載のとおりでございます。

次に、4ページにつきましては、施工箇所の位置図であります。

続きまして、5ページ図面をお願いいたします。

こちらの図面は、施工箇所の平面図であります。1階平面図のうち、赤枠で囲まれた機械室が施工箇所となります。

6ページをお願いいたします。

こちらは、機械室部分を拡大しました施工箇所、機器の概要であります。工事の施工概要につきまして、図面の右側に記載のとおりであります。

以上が、令和3年度大和町まほろばホール冷温水発生装置改修工事請負契約の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、議案第46号 令和3年度大和町まほろばホール冷温水発生装置改修工事請負契約についての説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

非常に予想よりも安く入札されたのは競争原理が働いていいのかと思うんですけども、お伺いしたいのは、見積りを何者から取ったというのを1点。

それから、この寿命というんですか、何年ぐらい耐用年数があるのかどうか。

まず、その2点をお伺いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

それでは、今の馬場議員の質問にお答えします。

本件工事の設計は、令和2年度に本工事の実設計を委託しておりました。委託した設計業者により機器等の参考見積りを機器メーカー3社より徴収しており、3社の平均価格を設計金額としたものであります。

また、寿命ということでしたが、法定で決められている寿命が約15年、そして、官庁営繕という決められたものが20年という形で確認しております。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

3社の平均で低入札が1億7,000万。確か当初のときは2億ぐらいというお話で、現地を我々も見たところでございます。何を言いたいかという、実際この金額で本当にできるのかと。後で追加工事とか、追加の部品が必要になるとか、そういうことが起きないのかどうか。もちろん入札の委員会で見られると思うんですけども、やっぱりこの金額を見ってしまうと安かろう悪かろうになってしまうのではないかという危惧があるんですが、その点についてどんなことをお考えかお答えいただけると。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

実績のある業者に全て見積りを依頼しておりますので、工期が短かったものから、そういった中で確実に施工していただける業者と考えております。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
追加工事等は発生しないという理解でよろしいのか、もう一度お答えください。

議 長 (高平聡雄君)
公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)
今の質問ですが、追加工事につきましては、新しい形で改修という形になりますので、その期間、長期間の間はあまり発生しないと考えております。ただ、やはり長期間の使用があった場合にはそれなりの改修なども、修繕も必要になってくるかと考えております。

議 長 (高平聡雄君)
ほかにありますか。
「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第46号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第47号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（宮床地区）
請負契約について」

議 長 (高平聡雄君)
日程第8、議案第47号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（宮床地区）請負契約

についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

続きましてよろしくお願ひいたします。

議案書 2 ページをお願ひいたします。

議案第47号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（宮床地区）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会議決をお願ひするものでございます。

本件につきましては、予定価格が5,000万円以上となりますことから、議会の議決をお願ひするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的につきましては、令和3年度子育て支援住宅建築工事（宮床地区）でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額につきましては、7,090万6,000円でございます。うち、消費税が644万6,000円でございます。

4、契約の相手方につきましては、仙台市泉区松陵3丁目37番地の3、株式会社日本テクノシステムでございます。

それでは、別冊の議案第47号関係資料のご準備をお願ひいたします。こちらの説明資料に基づきましてご説明させていただきます。

最初に、1ページをお願ひいたします。

初めに、入札の状況についてでございます。

1、入札参加資格としましては、（1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。（2）令和3・4年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者であること。（3）入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。（4）建設業法に規定する建設業の許可を受けていること。（5）工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること。（6）宮城県に本社また営業所等を有すること。（7）大和町入札参加資格承認時点において、建築一式工事の格付がB級以上で、総合評定値Pが700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1) ダイレクト型一般競争入札とする。(2) 入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日までに届くようにすることし、指定の期日間に合わなかった者は失格とする。(3) この入札による参加資格申請者で、有資格者と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3、入札参加者でございます。入札参加者は、記載の6者に参加いただきました。企業名につきましては記載のとおりでございます。

4、入札の結果でございます。

(1) 入札調書であります。令和3年5月24日に入札を執行し、記載のとおり結果となりました。この工事の予定価格は9,771万円、低入札調査基準価格は8,573万3,000円であり、入札の結果、最低応札者につきましては、大和町低入札価格失格基準第3条第2号の失格基準により、最低入札価格が予定価格の3分の2の9割を下回った場合としておりまして、その割合は予定価格の約60%相当となり、その項目に該当しましたので、失格といたしたところであります。これによりまして、第2位以下の応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

この結果を受けまして、令和3年5月26日に第2位の応札者であります株式会社日本テクノシステムから積算内容等につきまして事情聴取を行い、5月28日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、株式会社日本テクノシステムを落札者に決定し、6月2日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容でございます。

請負代金額7,090万6,000円、消費税を除いた金額6,446万円でございます。

契約相手方は、仙台市泉区松陵3丁目37番地の3、株式会社日本テクノシステムでございます。

次に、事業の概要でございます。

1の施工場所は、大和町宮床字中野地内。

2の完成工期は、令和4年3月25日を予定しております。

3の工事概要につきましては、木造戸建て4戸、延べ床面積、4戸合計でAイコール337.84平米となっております。内訳といたしまして、1戸当たり84.46平米とな

っております。以下、記載のとおりでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページにつきましては、施工箇所の位置図となっております。

続きまして、4ページの図面をお願いいたします。

こちらの図面は、整備の配置図となっております。宅地につきましては、現在行っております造成地の北側の4区画の宅地部分でございます。図面の青色に囲まれた部分が今回の宅地となっているものでございます。なお、赤色の実践部分が住宅及び物置の今回の工事となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

こちらの図面は平面図でございます。左側の図面でございますが、こちらにつきましてはナンバー1宅地の住宅、右側の図面につきましてはナンバー2、3、4宅地の住宅となっております。部屋につきましては、リビングダイニングキッチン、主寝室、子供部屋2つの3LDKタイプであります。なお、赤書きで記載しておりますが、リビングダイニングの腰壁、お便りボックス及び下駄箱につきましては、大和町産の木材を使用することとしております。そのほか、構造材等につきましても極力大和町産の木材を使用するものをお願いするものであります。

6ページをお願いいたします。

こちらの図面は建物の立面図となっております。

以上が、令和3年度子育て支援住宅建築工事（宮床地区）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

以上で、議案第47号 令和3年度子育て支援住宅建築工事（宮床地区）請負契約についての説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。佐々木久夫君。

3番 （佐々木久夫君）

低入ということで、仕事が大変心配なので説明いただきたいと思うのは、今まで子育て支援住宅、吉田、鶴巣、落合とやりましたよね。その検査及び出来栄えについて聞いて、これを参考にしていると思いますので、そこら辺、分かる範囲で構いませんのでお知らせください。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

令和元年度におきましては吉田地区、鶴巣地区の子育て支援住宅の建築工事、令和2年度につきましては落合地区の子育て支援住宅の建築工事をそれぞれ行ったものでございます。それぞれの工事につきましては、財政課の専門検査員の検査を実施してございまして、特に指摘になるようなことはございませんでしたので、よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

特に指摘はないというお話ですけれども、住宅というのは結構いろんなトラブルがあると思います。例えば戸が曲がっていたとか、そういうのが多分あるはずなんですけれども、そこら辺をちょっと聞きたいんですけれども、そのメンテナンスはどのような形でやっているか。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

それでは、佐々木議員さんの質問にお答えいたします。

メンテナンスにつきましては、都市建設課で確認しまして、修繕まで至らない形の申出、例えば今おっしゃった戸の閉まりがちょっと悪くなったとかというのはございましたので、そちらについては、戸のねじを調整するなり、都市建設課の職員で対応しているものでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

佐々木久夫君。

3 番 (佐々木久夫君)

最後、それで、今のところは戸の閉まりぐらいで終わってはおりますけれども、今後予定されるのは、いろんな面でのメンテナンス、例えば雨漏りとか地震によって被害が起きた場合、そういうのはどのような形で今後修繕していくのか。検査が終われば全て終わりなのか、いや、ある程度の、5年か10年はメンテナンスというか、受け取った会社の責任はあるかどうか。それで最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 (亀谷 裕君)

それでは、佐々木議員さんの質問にお答えいたします。

施工業者につきましては1年の保障というのがございますので、1年の間に支障があった場合についてはその業者に修繕等を行っていただくとなっております。その年数が過ぎた場合につきましては、修繕費を取りながら町で修繕等を行っていく考えでございます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

この宮床地区に子育て支援住宅を建築してもらうわけでありましたが、大変ありがたいことでもありますけれども、この場所がかつては宮床児童館になっておったわけでありましたが、児童館につきましてはたしか昭和46年頃から始まっていると思うんですが、それ以来、この側溝の整備がされていなかったと。今は、課長もご存じだと思いますが、国道457号線からの側溝と今の子育て支援住宅前の側溝がつながって、そして、今までは土側溝に入って、土側溝は途中で止まって、個人の農地に入っておった。これは何十年もそうやってやってきた経緯がありますね。ご存じだとは思いますが、この辺はきちんと整備されて、河川までつないでもらえるということのお話

は承っておりますが、その辺どうなんですか。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

大須賀議員さんの質問にお答えいたします。

今の住宅からと、あと道路からの側溝の先の部分の土側溝についてでございますが、町でも、今は民地となっている場所もございますが、そこを今、仮設の土側溝を掘らせていただきまして、そこについて河川のほうに持っていくようなことにしております。そのほか、一応コンクリート側溝等を整備する予定で、地権者に、関係者に当たったところ、なかなかご理解が得られない方がいらっしやいまして、今も交渉等につきまして進めているところでございますが、そういったことで今現在も土側溝のままとなっております。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

そうしますと、土側溝からU字溝を入れていただくということのようですが、そのほかにたしかU字溝を入れて2メートルぐらいの農道、言うならばその農地に行く方の道路をつけるというお話も伺いましたが、それは大丈夫なんでしょうね。

それと、今、土側溝、ずーっと中野の、どこまで行っているのかな、あれは。457号線の下を行って、細い河川ですか、川があるんですが、そこまで土側溝になっているんですが、土側溝を全てU字溝は入れてもらえるのかな。その辺どうなんですか。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

大須賀議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、側溝の、一応管理用道路という位置づけで同時に施行するような計画でございます。

次に、457号までの土側溝等につきましては、まずそちらではなく、要するに町道からの河川部分までの土側溝の整備ということで、その序列につきましては現地を確認しなければならないんですけれども、そちらの計画はまだしておりません。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

ご存じだとは思いますが、ちょっとの雨でも国道の雨水、町道の雨水、それから、これからは多分この住宅の雨水も最終的にそこに流れてくると思うんですが、とにかくすごい水ですからね。いつか雨降ったときにご覧になっていただくと確かなことが分かるんでないかなと思います。いずれにしても、お話がありましたが、このせっかくの立派な子育て支援住宅を造っていただくわけありますから、やっぱり地元の皆さんに喜ばれるようにやっていただきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

そうですね、安心、安全もありますので、関係者にご理解いただいて、側溝の整備にも進めてまいりよう努力したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時04分 休 憩

午後2時08分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
再開します。

日程第9「選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」

議 長 (高平聡雄君)

日程第9、選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、高橋榮次さん、碓井忠郎さん、荒木淳子さん、澁谷久一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議あり

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました高橋榮次さん、碓井忠郎さん、荒木淳子さん、澁谷久一さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、第1順位に石垣敏行さん、第2順位に高橋えく子さん、第3順位に佐々木裕美さん、第4順位に鈴木利一さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位に石垣敏行さん、第2順位に高橋えく子さん、第3順位に佐々木裕美さん、第4順位に鈴木利一さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

ただいま説明の際に使用しました議案資料につきましては、回収させていただきます。議員の皆さんのタブレット内の資料は、後ほど削除させていただきます。ご了承ください。

日程第10 「同意第2号 宮床財産区管理委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第10、同意第2号 宮床財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件については、16番大須賀 啓君の一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定により、大須賀 啓君の退場を求めます。

〔16番大須賀 啓君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、議案書の4ページをお願いしたいと思います。

同意第2号でございます。宮床財産区管理委員の選任につきまして、下記の者を宮床財産区管理委員に選任することについて、財産区条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町宮床字下小路24番地、氏名、大須賀 啓さんでご

ございます。

今回の宮床財産区管理委員の選任につきましては、宮床財産区の協議会の会長でありました大熊勝良様が今年2月22日にご逝去されました。改めてお悔やみを申し上げたいと思います。したがって、その後任の推選を宮床地区にご依頼いたしまして、それを受けまして4月19日に推選委員会を開催いたしました。その結果、大須賀 啓様が適任者であるということのご推選を頂戴したところでございます。今回、その推選を受けまして、議会に同意をいただくべく提案させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

町長、1点確認させていただきます。

先月5月25日付で匿名の文書が町長と大和町議長宛てに入ったということ、議長から文書配付を受けまして承知したわけですが、この匿名は今回の提案に当たり、特に匿名でもあり、問題のないものと受け止めての提案かどうかを確認させていただきます。

以上です。

議 長 (高平聡雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

文書につきましては町長への手紙という形で、私も見ております。匿名の方のご意見ということと受け止めております。そのことでどうのこうのという言い方はおかしいですけれども、その方のお考えということだと思います。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

9 番今野善行君。

9 番 (今野善行君)

ちょっとお伺いしたいんですが、今、無記名投票というお話がありました。財産区管理委員の推選については、先ほど町長から説明がありましたように、各地区ごとに、財産区ごとに推選委員会を開いて、その推選委員会の結果を受けて今回のような議会に提出されるという流れかと思えます。これはやっぱり地域のその推選委員会と、それから町長が依頼しているわけでありますので、その関係の信頼性というんですか、そういうのがあって、多分私が知っている範囲ではこれまで全て起立採決でされてきたかなと思うんでありますが、今回、投票というお話がありました。投票にもいろいろありまして、いろいろというよりも、記名投票と無記名投票があります。その辺の経過についてお伺いしたいなと思うんですが。

議 長 (高平聡雄君)

ただいまのご質問について、事務局長に説明させます。

事務局長 (櫻井修一君)

ただいまのご質問でございます。

今回の同意、選任につきましては議会運営委員会にも諮りまして、今回、先例第114に基づきまして、町長の提案の人事案件についての評決は原則として投票によるものということに基づきまして投票としたものでございます。

なお、以前に落合財産区の補充員の選挙もございましたが、その際は無記名投票ということで実施しておりますので、その辺も付け加えさせていただきます。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかに。渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

関連で、今野議員に引き続いてですけれども、投票ということは理解したんですけれども、投票については記名投票と無記名投票があるかと思うんですが、今、無記名投票とおっしゃられましたので今野議員が質問したかと思えます。ですので、記名投票なのか無記名投票なのかの経緯を伺ったかと私は思いました。

議長 (高平聡雄君)

ただいまのご質問につきましては、先ほどお話し申し上げましたとおり、無記名投票で行いますということでお話し申し上げましたので、それで進めさせていただきたいと思えます。扉は閉まったよね。渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

それでは、無記名ということですが、異議を申しまして、記名投票でやっていただけないかという異議を申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

渡辺議員のただいまのご発言は動議ということによろしいのでしょうか。渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

動議ではなく、投票ということは理解しているわけです。投票には記名投票と無記名投票があり、そのどちらを行うかのことで、議長が無記名投票で行うということでしたので、記名投票もありではないかという、記名投票でやっていただきたいという異議を申し上げた次第です。動議という意味ではないかと思うんですが。

議長 (高平聡雄君)

ただいま渡辺議員からございましたご発言につきましては、先ほど事務局長からお話がありましたとおり、事前に議会運営委員会でこの方式についてはお取りまとめいただいたことをごぞいます。議会運営委員会で決まったことについてはそのまま進めさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。(「1点確認します」の声あり) 渡辺良雄君。

10 番 (渡辺良雄君)

議会運営委員会で決まったのは、起立方式から投票によるということで承ったような気がしておりました。議会運営委員会で無記名投票と決まったのか、再確認させてください。

議長 (高平聡雄君)

議会運営委員会では無記名投票で行いますという、議会運営委員会ではそのように決定されたということでございます。よろしいでしょうか。

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番宍戸一博君、2番児玉金兵衛君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とするものです。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔立会人による投票箱点検〕

宍戸議員、児玉議員にお尋ねします。異状ありませんでしたか。

「ありません」と呼ぶ者あり

点検の結果、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番宍戸一博君及び2 番児玉金兵衛君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

ただいまの投票の結果を報告します。

投票総数 16 票。

有効投票 16 票。

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

賛 成 5 票。

反 対 11 票。

反対多数です。

したがって、本件は原案について同意しないことに決定されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ここで大須賀 啓君の入場を求めます。

〔16番大須賀 啓君入場〕

大須賀 啓君に申し上げます。同意第2号 宮床財産区管理委員の選任については、同意されませんでした。

暫時休憩します。

再開は午後2時45分とします。

午後2時34分 休 憩

午後2時45分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11「委発第1号 大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会の設置について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第11、委発第1号 大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本件については、11番千坂裕春君の一身上に関することでもありますので、地方自治法第117条の規定により、千坂裕春君の退場を求めます。

〔11番千坂裕春君退場〕

ここで、提案者であります大和町議会運営委員会委員長より提案内容の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長 （大須賀 啓君）

先ほど否決されたものですから、まだ動揺しておりますが、役割でありますので説明させていただきます。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会の設置について。

去る6月2日に大和町議会議会運営委員会を開催し、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求の取扱いにつきましては協議を行いました。

また、本日開催された大和町議会全員協議会において、議員全員に説明及び今後の取扱いについて協議した結果、議会運営委員会としましては、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査が必要であるとの判断に至りました。

このことに伴い、調査特別委員会を設置することになりますが、内容については別紙記載のとおりであり、構成委員につきましては、議長と審査請求の対象者を除く16人とする結論に至りました。

以上の内容でご提案いたします。

議 長 （高平聡雄君）

お諮りいたします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査のため、大和町議会運営委員長から提案された16名で構成する大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

ご異議なしと認めます。したがって、大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会を設置し、調査については同委員会に付託することに決定し

ました。

ただいま設置が決まりました大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会の委員長及び副委員長選任のため、暫時休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時59分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会議員政治倫理条例に基づく審査請求に係る調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に馬場久雄君、副委員長に槻田雅之君、以上のとおり選任されました。

ここで千坂裕春君の入場を求めます。

〔11番千坂裕春君入場〕

日程第12「委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）」

議長（高平聡雄君）

日程第12、委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）を議題とします。

本件に関し、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長大須賀啓君。

議会活性化調査特別委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、報告いたします。

大和町議会議長高平聡雄殿。

大和町議会議会活性化特別委員会委員長大須賀 啓。

委員会調査報告書。

下記の調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

1の調査事件につきましては、議会インターネット配信について、議場の設備更新についてであります。

2の調査の経過につきましては、以下の記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

3の調査の結果です。

まず、1つ目の議会インターネットの配信の導入であります。配信方法については、業者委託による配信とユーチューブによる配信の二通りの方法に関して検討を行ってきました。メリット、デメリットについては比較検討を重ねた結果、必要経費が軽微であり、全国で広く普及しているユーチューブで配信することとしたものであります。

次に、議場システムの更新についてであります。議場の設備については今後も使用可能なもの、出席議員数及び発言時間数の表示板、モニターなどは引き続き使用することとし、更新及び追加する設備は下記のとおりといたしました。詳細は割愛させていただきます。

3ページのまとめであります。議会インターネット配信及び議場の設備更新については、令和3年12月定例会議まで整備することと予定しております。このことから、7月には入札を行い業者を決定する必要があり、6月定例会議終了後に執行部へ議場の設備更新についての答申を提出することが必要であるとし、報告いたします。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これで委員長報告を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年大和町議会6月定例会議を散会とし、休会とします。

大変御苦労さまでした。

午後3時04分 閉 会